

庁議 議事概要

- 1 日 時 令和3年5月26日（水） 9時25分～9時55分
- 2 場 所 第一会議室
- 3 出席者 市長、副市長、病院事業管理者、教育長、局長、中央区長、会計管理者、病院局次長、教育次長、市長公室長、総合政策部長
（一部出席者はWeb会議システムで参加）
- 4 議 題 令和4年度 国の施策及び予算に対する重点要望について

【決定事項】

令和4年度の国の予算編成（概算要求）にあたり、市政運営上、特に重要な要望事項について、市議会に報告の上、要望活動を行う。

各要望の所管部局による説明 ～前半5項目、後半4項目に分け、説明及び質疑応答～

【説明項目】

- ・項目1：感染症対策における財政支援について （財政局、保健福祉局、経済農政局）
- ・項目2：地方分権改革の推進について （総合政策局）
- ・項目4：システム標準化にかかる共通機能の使用等について （総務局）
- ・項目9：ICTを活用した学習環境の整備について （教育委員会）
- ・項目11：教育の質を維持・向上するための教職員の確保について （教育委員会）

（質問、意見）

総務局長 項目2の地方分権改革の推進について、（4）に法律による計画策定義務等の見直しが追加されたとのことで、説明において、計画が増加していて、地方の負担となっているとあったが、義務規定増加の背景は何か。

そして、国の計画策定義務というのは今後、増加していくのか。

総合政策局長 増加の背景としては、2000年の地方分権改革において、関与の一般ルールが設定されており、国は、立法統制を通じて、計画策定の努力義務を課すようになってきていることが挙げられる。

その結果、2000年以降の法律のうち、238件において、計画策定等を規定しており、そのうちの72%が努力義務または任意の計画となっている。

今後の状況としては、一部は廃止とするものもあるが、近年は、議員立法が盛んであり、その中で計画策定を規定されることが多くなるものと思われる。

総務局長 様々な会議で、国の努力義務規定により、新たに計画を作らなくてはならないという話を聞く。予算も使っていたり、人的ソースを長期間使っていたりする。必要な計画は作らなくてはいけないと理解しているが、なるべく千葉市として必要なものに限るようにしていきたい。

- 総合政策局長 努力義務を課している計画の中には、国の財源と紐づけをしているものも多くあり、自治体としては計画策定にかかる手間と得られるメリットを比較しながら、策定するか否かを考えているのが実態である。
何のために計画し、どう活用するかという点が重要なので、この視点から検討を進めたい。
- 市長 項目1（1）の2つめ、「今後、新興感染症が発生した際に～」という点について、何を要望しているのかわかりにくい。将来のことなのではっきり書けないということかもしれないが、市町村に直接交付してほしいという話なのか、前もって人員を増やしておきたいということなのか、何か起きたときに迅速にやってくれということなのか、全部なのか。これだけは要望したいということ为例示的に、要望内容を加えてほしい。
趣旨を変えるものではないが、説明しやすいようにしてもらいたい。
- 保健福祉局長 修正する。

【説明項目】

- 項目14：国民健康福祉制度への支援措置等について（保健福祉局）
項目18：首都圏の連携を強化し都市の成長を支える広域幹線道路網の整備促進について（都市局）
項目21：プラスチックのリサイクル制度について（環境局）
項目23：モノレール設備の低炭素化と利用促進委に向けた設備整備支援の拡充について（都市局、環境局）

（質問、意見）

意見等なし

- 市長 以上で、説明のあった内容で方針決定とするが、項目1の感染症の部分については、修正し、後程、確認させてもらいたい。

— 結果 —

一部修正のうえ、方針決定とする。

5 照会先

- ・会議の運営等について

総合政策局総合政策部政策調整課 TEL 043（245）5057

- ・議題について

総合政策局総合政策部政策調整課広域行政班 TEL 043（245）5644